

松戸市総合計画

第2次実施計画

(平成15年度～平成19年度)

平成 15 年 4 月

松 戸 市

は　じ　め　に

本実施計画は、平成32年度までを計画期間とした基本構想に定める松戸市の将来都市像である「いきいきした市民の舞台、ここちよい地域の舞台、風格ある都市の舞台のあるまち・松戸」を実現するため、前期基本計画に掲げられた施策展開の方向に基づき、行政を総合的かつ計画的に推進することを目的に、第1次実施計画に引き続き、第2次実施計画として平成15年度から平成19年度を実施期間として策定いたしております。

今次実施計画においては、評価システムの考え方を導入して、これからの5年間におけるすべての事業につきまして再点検を実施し、目的を明確化しその実行手段を明らかにするとともに、最終年次における到達目標値を掲げて実施する計画となっております。

本市を取り巻く行財政状況は、依然として厳しい状況にありますが、従来にも増して効率的な行財政運営を行なう中で、新たな市民ニーズに的確に対応してまいり所存でございます。

計画策定にあたりいただきました貴重なご意見につきまして、御礼を申し上げますとともに、市民のみなさまのご協力とご参加を引き続きお願い申し上げます。

平成15年4月

松戸市長 川井敏久

目 次

松戸市総合計画の概要

	頁
1 総合計画の目的	1
2 総合計画の構成と期間	1
3 総合計画策定の経過(市民参加)	2

第2次実施計画の概要

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の期間	3
3 計画の性格	3
4 計画策定の基本方針	3
5 計画人口	4
6 施策の体系(前期基本計画「施策展開の方向」)	4
7 計画事業費	5
8 節別事業件数	6
9 計画期間内の指標設定	6

事業計画

第1節 連携型地域社会の形成

第1項 人権を尊重する社会の実現	15
第2項 男女共同参画社会づくり	15
第3項 市民と行政のパートナーシップの強化	16
第4項 情報提供の充実	18
第5項 IT社会の実現	18

第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現

第1項 多様な生きがい感のある環境づくり	20
第2項 健康の維持・増進	21
第3項 日常生活および緊急時の安全・安心性の向上	22
第4項 福祉のための基盤整備	23

第3節	次代を育む文化・教育環境の創造	
第1項	生涯学習の推進	25
第2項	学校教育の推進	26
第3項	生涯にわたるスポーツ活動の支援	28
第4項	国際化の推進と平和意識の高揚	28
第5項	青少年の健全育成	29
第6項	多様な文化・芸術の創造	30
第4節	安全で快適な生活環境の実現	
第1項	良好な生活空間の実現	31
第2項	人と自然が共生するまちづくり	32
第3項	リサイクル型の都市づくり	34
第4項	安全で安心な地域環境づくり	36
第5項	自立をめざした消費者行政の推進	38
第5節	魅力ある都市空間の形成と産業の振興	
第1項	都市環境の整備	39
第2項	都市基盤の整備	40
第3項	活力ある産業の振興	42
第4項	就労環境と就労機会の整備	43
第5項	多機能な近郊型観光の振興	44
第6節	都市経営の視点に立った行財政運営	
第1項	効果的・効率的な施策を実現するシステムの形成	45
第2項	行政としての経営基盤の強化	45
第3項	広域行政への取り組み	46
第4項	計画行政の推進	46
第5項	庁舎および庁舎機能の整備充実	47

松戸市総合計画の概要

1 総合計画の目的

松戸市では、昭和52年(1977年)3月に「松戸市基本構想」と、構想に掲げられた西暦2000年の都市像「文化的で緑豊かな住みよい活気のある都市」の実現をめざした基本計画としての「松戸市長期構想 - 21世紀の松戸をめざして - 」を策定しました。

以降、これをまちづくりの指針として、実施計画となる総合5か年計画に基づき事業展開を図り、松戸市は首都圏の住宅都市として飛躍的に発展をとげてきました。

平成10年4月に新たに策定した「総合計画(基本構想・基本計画・実施計画)」は、これまでの成果を受け継ぎ、少子・高齢化などの今日的な課題に的確に対応し、21世紀の本市においてより豊かな市民生活を実現するための市民本位の計画としたところです。

市民ニーズの変化への対応、都市の活力の維持と魅力づくりを基調として、今後の本市のあるべき姿を「基本構想」として掲げ、これを達成するための施策の方向を「基本計画」として策定しました。この「基本計画」の「施策展開の方向」を受けて「実施計画」をまとめ、計画的に事業を展開することとしています。

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。

「基本構想」は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて行政が推進すべき基本的方向を明記しています。

< 基本理念 >

- 1 人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち
- 2 快適な環境の中で人と人が支え合う地域社会のあるまち
- 3 地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち

< 松戸市の将来像 >

「いきいきした市民の舞台」「こちよい地域の舞台」「風格ある都市の舞台」のあるまち・松戸

< まちづくりの基本方針 >

- 住んでよいまち・訪ねてよいまち -

期間:平成10年度(1998年度)から平成32年度(2020年度)までの23年間

(地方自治法第2条第4項に基づき、平成9年12月16日に議決)

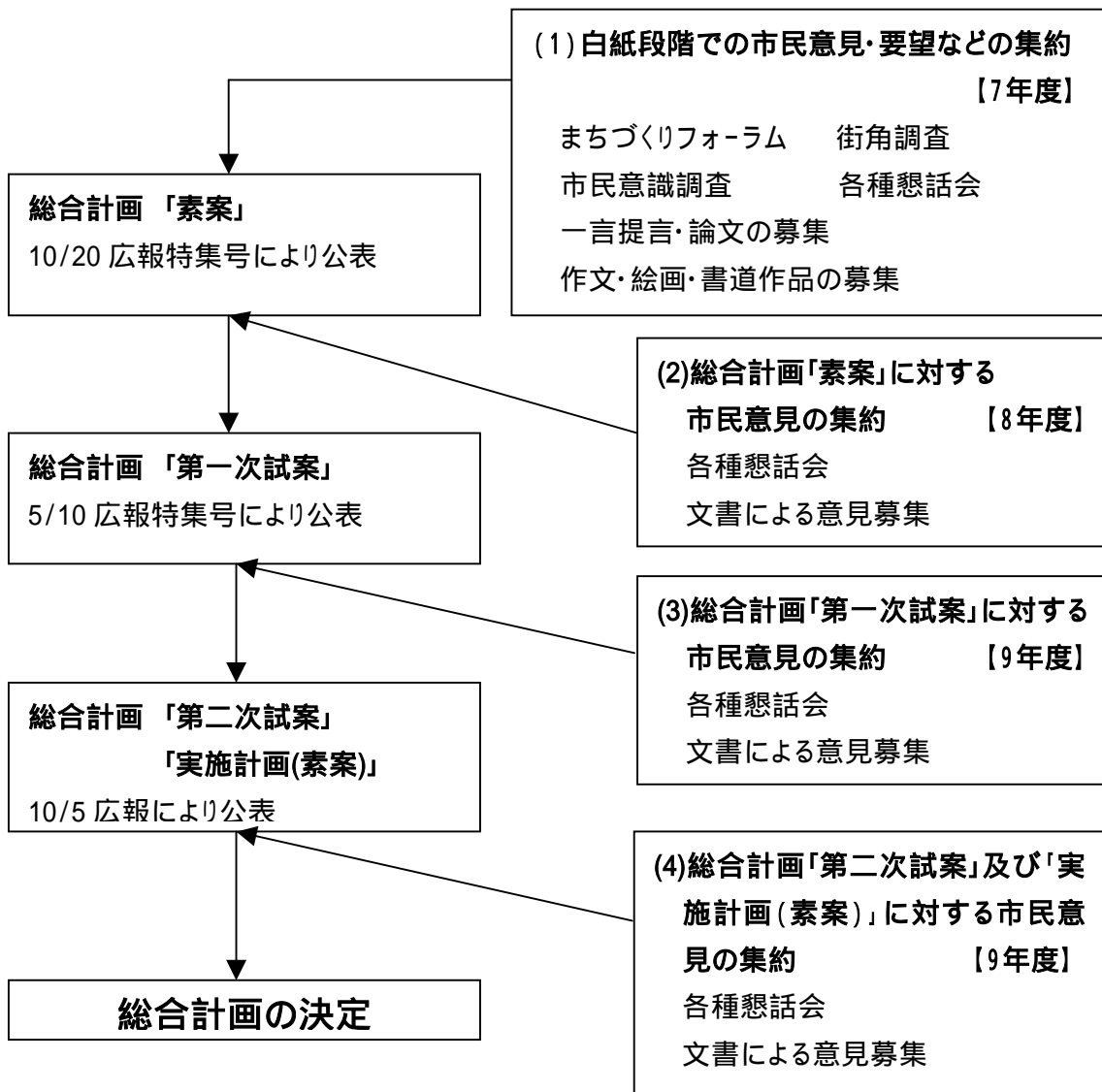
「基本計画」は、基本構想の実現を図るために必要な施策の方向を体系的に整理しています。

期間:平成10年度(1998年度)から平成22年度(2010年度)までの13年間を「前期基本計画」
:平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間を「後期基本計画」

「実施計画」は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けを持たせた短期的な事業計画で、主な施策(実施事業)を取りまとめ、5年ごとに策定し、中間年次に適宜見直しを行ないます。

期間:平成10年度(1998年度)から平成14年度(2002年度)までの5年間を「第1次実施計画」
:平成15年度(2003年度)から平成19年度(2007年度)までの5年間を「第2次実施計画」

3 総合計画策定の経過(市民参加)



第2次実施計画の概要

1 計画策定の趣旨

第2次実施計画は、「基本構想」に定める松戸市の将来都市像である「いきいきした市民の舞台、こちよい地域の舞台、風格ある都市の舞台のあるまち・松戸」を実現するため、「前期基本計画」に掲げられている「施策展開の方向」に基づき、総合的かつ計画的に事業を推進することを目的に「第1次実施計画」（平成10年度から平成14年度まで）に続いて策定したものです。

2 計画の期間

平成15年度から平成19年度までの5年間です。

3 計画の性格

- (1) 本計画は、現行の行財政制度に基づく財政見通しの上に立ち、今後5年間に実施すべき施策(主な事業)を具体的に示したものであり、今後の行財政運営の指針とします。
- (2) 本計画は、計画期間中において計画の適切な執行を期するため、評価システムにおける目標管理型の進行管理を行なうとともに、中間年次に適宜見直します。

4 計画策定の基本方針

- (1) 本計画は、前期基本計画に示された施策に基づき、明確に事業を位置付け、その実現を図ります。
- (2) 本計画の対象とする事業は、市が主体となって実施する事業、市民とともに実施する事業、国・県・民間等が主体となり本市が事業費の一部を負担・助成する事業、その他本市のまちづくりに重要な事業としました。
なお、国・県等の主体事業で取り組みを強化すべき事項(地下鉄11号線松戸延伸早期実現、一級河川整備促進、国道等の整備促進、福祉施策の補助拡大等)については、引き続き要請を行なっています。
- (3) 事業の選択にあたっては、施策の必要性・緊急性・事業効果などを勘案して選定しました。
- (4) 本計画に掲げる事業を推進するため、自主財源と国・県支出金の確保に最大限努めるとともに、限られた財源の効率的な執行に特に留意します。

5 計画人口

平成19年の計画人口を478,000人とします。これに伴い、前期基本計画の最終年次である平成22年の計画人口(当初設定470,000人)を480,000人とします。

6 施策の体系(前期基本計画「施策展開の方向」)

第1節 連携型地域社会の形成

- 第1項 人権を尊重する社会の実現
- 第2項 男女共同参画社会づくり
- 第3項 市民と行政のパートナーシップの強化
- 第4項 情報提供の充実
- 第5項 IT社会の実現(平成12年度追加)

第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現(健康・福祉分野)

- 第1項 多様な生きがい感のある環境づくり
- 第2項 健康の維持・増進
- 第3項 日常生活および緊急時の安全・安心性の向上
- 第4項 福祉のための基盤整備

第3節 次代を育む文化・教育環境の創造(文化・教育分野)

- 第1項 生涯学習の推進
- 第2項 学校教育の推進
- 第3項 生涯にわたるスポーツ活動の支援
- 第4項 国際化の推進と平和意識の高揚
- 第5項 青少年の健全育成
- 第6項 多様な文化・芸術の創造

第4節 安全で快適な生活環境の実現(生活・環境分野)

- 第1項 良好な生活空間の実現
- 第2項 人と自然が共生するまちづくり
- 第3項 リサイクル型の都市づくり
- 第4項 安全で安心な地域環境づくり
- 第5項 自立をめざした消費者行政の推進

第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興(都市・経済分野)

- 第1項 都市環境の整備
- 第2項 都市基盤の整備
- 第3項 活力ある産業の振興
- 第4項 就労環境と就労機会の整備

第5項 多機能な近郊型観光の振興

第6節 都市経営の視点に立った行財政運営(行財政分野)

第1項 効果的・効率的な施策を実現するシステムの形成

第2項 行政としての経営基盤の強化

第3項 広域行政への取り組み

第4項 計画行政の推進

第5項 庁舎および庁舎機能の整備充実

7 計画事業費

(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	計画額計	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
第1節 連携型地域社会の形成	1,654	340	324	339	331	320
第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現	13,488	2,163	2,956	2,832	2,664	2,873
第3節 次代を育む文化・教育環境の創造	4,399	825	870	887	897	920
第4節 安全で快適な生活環境の実現	12,612	2,534	2,574	2,520	2,416	2,567
第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興	14,285	2,625	4,145	2,437	2,447	2,632
第6節 都市経営の視点に立った行財政運営	2,467	480	522	517	477	472
計	48,905	8,968	11,390	9,531	9,233	9,784

(特別会計)

区 分	計画額計	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興	19,173	4,117	3,846	3,612	3,753	3,845
計	19,173	4,117	3,846	3,612	3,753	3,845

(企業会計)

区 分	計画額計	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現	1,476	106	520	410	220	220
第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興	5,740	783	1,063	1,347	1,588	960
計	7,216	889	1,583	1,757	1,808	1,180

(総計)

区 分	計画額計	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
計	75,294	13,974	16,819	14,900	14,793	14,809

節項	内容	実現したい状態 (目的)	政策指標	指標の内容又は積算方法	現状値	目標値
	男女共同参画社会づくり	性別にかかわらず、社会・家庭での役割が、今以上に選択できるようになる	固定的性別役割分担を支持しない人の割合	固定的な男女の役割意識が払拭されていくことで、家庭環境、社会環境が改善され、性別にかかわらず役割が今以上に選択できるようになると考えます	43.4%	45.0%
	市民と行政のパートナーシップの強化	市民主体の地域づくりが活発になる	地域活動に参加している人の割合	市民が、企業、NPO法人、ボランティア団体、町会、自治会などの一員として社会に貢献する意思をもち、積極的に地域活動に参加することにより、市民主体の地域づくりが活発になると考えます	27.1%	29.0%
			NPO法人の数	新たな地域の担い手であるNPO法人(市内)が増えることにより、新たな地域活動が活性化され则认为ます	26団体	40団体
	情報提供の充実	市民が必要度に 応じて知りたい行政情報を得られるようになる	ホームページのアクセス件数	市民の行政情報入手方法として、ホームページの利用が増えることが予測されます。提供情報の質及び量並びに情報の最新性などの確保により、市民が自由に情報を得られるようにすることを目指します	285,800件	1,075,000件
	IT社会の実現	ITが活用される地域社会になる	インターネットを利用している人の割合	インターネットを利用して いる人の割合を測ることで、ITインフラの整備拡充に伴いITを活用・享受できている人の状況を測ります	38.1%	45.0%

節項	内容	実現したい状態 (目的)	政策指標	指標の内容又は積算方法	現状値	目標値
2	豊かな人生を支える福祉社会の実現	生涯を通して心豊かに健やかに暮らせるようになる	健康寿命(平均自立期間)	健康寿命(平均自立期間) = 65歳 + 65歳における平均余命 - 痴呆・寝たきりの平均期間	男性 79.82歳 女性 82.41歳	男性 79.82歳 女性 82.41歳
	多様な生きがい感のある環境づくり	生涯を通して自分にあった社会参加ができ、生きがい感を持てるようになる	生きがい感を持っている人の割合	年齢や身体状況にかかわらず、いつでも心のはりを持ち続けることが重要です	80.3%	80.3%
	健康の維持・増進	生涯を通して健康に良いと思う行動や身近な人の健康に配慮ができ、病気にかかったり、障害を持つことになっても、自分にあった健康生活が送れるようになる	本人が健康であると思う人の割合	健康は、あらゆる社会活動と市民生活の基盤であり、万が一病気にかかったり、障害を持つことになっても、その人の置かれた状況に応じて健康な生活が送れることが必要となります	66.4%	67.1%
	日常生活および緊急時の安全・安心性の向上	生涯を通して必要な時に必要に応じて十分な医療、介護、保護、支援などのサービスが受けられ、生活する上での安心感が持てるようになる	日常生活(心配事が起きた時を含む)に対しての安心感を持つ人の割合	日常生活上のセーフティネット(安全網)を確立し、生活する上での安心感の向上を目指します	3.6%	4.2%
	福祉のための基盤整備	生涯を通して必要な時に健康福祉施設サービスが必要に応じて利用できるようになる	子育ての満足度	基盤整備のうち最も重要な課題のひとつである地域で子育てを支える仕組みを整備します	89.8%	90.0%

節項	内容	実現したい状態 (目的)	政策指標	指標の内容又は積算方法	現状値	目標値
3	次代を育む文化・教育環境の創造	多くの市民が暮らしたいと思う文化や教育環境がある	文化・教育に魅力を感じて、いつまでも住み続けたいと思う市民の割合	ふるさととして愛着が感じられるまちにするためには、教育と文化も大きな役割を担っています	21.3%	25.0%
	生涯学習の推進	より多くの市民が積極的に学習活動を行ない、その成果を活かすようになる	学習活動を行なっている市民の割合	地域づくりの基盤となる生涯学習社会の実現に向けて、様々な学習機会を利用し学習活動に取り組む市民が多くなるとともに、それを地域社会に活かす市民が多くなることを目指します	44.4%	50.0%
			学習活動の成果を地域社会で活かしている市民の割合		69.4%	75.0%
	学校教育の推進	児童生徒が学校生活を通じて学び、成長する喜び、相互に支えあう充実感を共有できるようになる	目標を持って学校生活をしている児童生徒の割合	学校教育は、子どもたちが自ら目標を持ち、それに向けて自主自立の生活をしていけるように導くことです。そこで、目標を持って学校生活をしている児童生徒の割合を高めることを目指します	60.4%	65.0%
	生涯にわたるスポーツ活動の支援	より多くの市民がスポーツに親しむようになる	スポーツを行なっている市民の割合	スポーツを行なっている市民の割合を増やすことを目指します	33.4%	50.0%
	国際化の推進と平和意識の高揚	外国人市民が暮らしやすくなる	外国人市民と交流している人の割合	市内人口の1.7%を占める外国人市民の日々の生活において、暮らしに満足している人の割合を増やしていくことを目指します	3.6%	7.0%
			外国人市民で暮らしに満足している人の割合		56.0%	60.0%
		すべての市民が世界平和を望むようになる	国際紛争に対する関心を示す人の割合	世界にも目を向けた市民の平和に対する意識の高揚を図ることを目指します	56.5%	56.5%

節項	内容	実現したい状態 (目的)	政策指標	指標の内容又は積算方法	現状値	目標値
	青少年の健全育成	より多くの青少年が社会の一員であることを自覚して生活するようになる	青少年育成団体への小中学生の帰属率	帰属率=(青少年育成団体に参加している小学1年生～中学3年生数)÷(小学1年生～中学3年生の児童生徒総数)	43.4%	45.0%
	多様な文化・芸術の創造	より多くの市民が文化・芸術に親しみ、自ら創造的な活動をするようになる	文化・芸術に親しむ市民の割合	芸術文化を支え、発展させる、市民の増加を目指します	46.8%	50.0%
4	安全で快適な生活環境の実現	安心してゆとりある暮らしが出来るようになる	安心やゆとりを感じている人の割合	環境負荷の低減、防災上の安全確保、消費者トラブルの減少は、暮らしに安心感を与え、住環境の拡大、自然環境の保全は、多くの人にゆとり感を与えます	24.6%	30.0%
	良好な生活空間の実現	良好な生活空間に住むことが出来るようになる	資産価値(公示価格の増減率の近隣市比較)	() 資産価値を公示価格に よりとらえる () 住宅地の公示価格の変動を近隣市と比較し、上昇率が大きいか、又は下落率が小さいかを測る	0.84%	1.00%
	人と自然が共生するまちづくり	緑や水にふれあえるようになる	緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合	緑や水にふれあうことの満足感	21.1%	25.0%
			BOD(75%値)	-1 国分川水系	15mg/リットル	11mg/リットル
				-2 坂川水系	5.9mg/リットル	5.4mg/リットル
	リサイクル型の都市づくり	市民の生活に身近な環境負荷が少なくなる	廃棄物の最終処分量	(焼却灰)+(不燃物)+(RC残渣)+(清掃汚泥)	20,941t	19,000t

節項	内容	実現したい状態 (目的)	政策指標	指標の内容又は積算方法	現状値	目標値
			環境基準総達成率(大気・騒音)	大気及び騒音の測定項目毎について、各測定地点における環境基準達成率を測り、総達成率で示します	新規	100%
	安全で安心な地域環境づくり	日常生活における火災・交通事故および地震等の災害が発生したときに被害を少なくする	火災による焼死者数(放火自殺者を除く)	火災が原因による死者数(対10万人)の減少を目指します	0.42人	0.40人
			心肺停止患者の蘇生率	心肺蘇生対象患者の病院収容時の蘇生率の向上を目指します	28.6%	33.3%
			交通事故の発生件数	-1 交通事故による死傷者数(対1千人)	6.5人	5.8人
				-2 交通事故の発生件数(対1千人)	5.3件	4.7件
				-3 交通事故の発生件数	2,467件	2,200件
災害に対する市民の割合	地域住民の防火防災意識の向上や自主的な訓練など、日ごろからの備えが極めて重要です	61.7%	70.2%			
	自立をめざした消費者行政の推進	商品やサービスの購入時に、トラブルに巻き込まれることが少なくなる	商品やサービスの購入時に、トラブルに巻き込まれた人の割合	消費者トラブルに巻き込まれた人の割合を減少させ、自立した消費行動をとれるよう支援します	11.4%	10.0%
5	魅力ある都市空間の形成と産業の振興	快適で便利な賑わいのあるまちに住むことができるようにする	快適・便利・賑わいがあると感じている人の割合	都市機能の強化により快適・便利・賑わいがあると感じている人の割合を増加させることを目指します	38.7%	45.0%
	都市環境の整備	地域ごとの特色を活かし、交流人口が増えるようにする	昼間人口	交流している状態を、松戸で働く人、学ぶ人等の数で把握するため、昼間人口で測ります	370,490人	381,000人

節 項	内容	実現したい状態 (目的)	政策指標	指標の内容又は積算方法	現状値	目標値
都市基盤の 整備	公共交通を利 用しやすくする		鉄道の混雑 率(緩行電車)	ピーク時の鉄道の混雑率(松 戸 北千住間)	209%	180%
			鉄道の混雑 率(快速電車)		205%	180%
	車の流れを良 くする		渋滞箇所数	市内の渋滞箇所数	28ヶ所	25ヶ所
	水害を少なく する		浸水面積	50mm/hまでの雨による市 内の浸水面積	108.9ha	74.1ha
	汚水が川に直 接流れないよう にする		下水道利用率 (下水道利用 者数/市内人 口)	市内人口に占める下水道の 利用者数	62.17%	67.63%
	いつでも安心 して水が使える ようにする		水質	水道の質、量、料金及び総合 評価についての利用者の満 足度(市営水道給水地区)	34.4%	38.0%
			水の出具合		72.6%	78.0%
			水道料金		18.0%	20.0%
			総合評価		21.6%	23.0%
	活力ある産 業の振興	産業を維持・発展 させる	商業の年間 商品販売額	小売業・卸売業の年間商品販 売額(サービス業・飲食業除 く)	80,376,473 万円	81,000,000 万円
製造品出荷 額等			(製造品出荷額)+(加工賃 収入額)+(修理料収入額)	46,795,923 万円	47,000,000 万円	
-1 農業粗生 産額			(農産物別生産数量)×(農 産物別農家庭先価格)	6,986百万円	7,200百万円	
-2 農業粗生 産額(10a当 り)			(農産物別生産数量)×(農 産物別農家庭先価格)÷(経 営耕地面積)	892千円	919千円	

節項	内容	実現したい状態 (目的)	政策指標	指標の内容又は積算方法	現状値	目標値
	就労環境と就労機会の整備	安定した雇用が確保されるとともに、働きやすい職場になる	新規求人倍率(松戸市内)	(新規求人者数)÷(新規求職者数)(10月度調査)	0.66倍	0.75倍
			障害者法定雇用率の割合	障害者の雇用が確保されている企業の割合により、障害者以外の労働者も含め、働きやすい職場を実現できているかを測ります	51.4%	60.0%
	多機能な近郊型観光の振興	観光客が多く訪れるようになる	主要観光スポットの観光客数	イベント等の主催者発表の数字は目標値として裏付けがとれないため目標値としては使用せず、有料の主要観光スポットの裏付けのある入場者数を測定します	99万人	100万人
6	都市経営の視点に立った行政運営	地方分権に対応できる自己責任・自己決定能力を向上させ、行政の自立度を高める	財政力指数	(基準財政収入額)÷(基準財政需要額)	0.886	0.886
	効果的・効率的な施策の実現システムの形成	生産性の向上を図り、質の高い行政運営を推進する	経常収支比率	(経常経費充当一般財源)÷(経常一般財源総額)	86.4%	85.0%
	行政としての経営基盤の強化	多種多様な行政需要に応えることが可能であり、また社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる健全財政を維持・推進する	自主財源比率	地方自治体が自ら徴収する財源が歳入総額に占める比率。(この比率が高いほど、歳入に対する地方自治体の裁量が大きいことを意味する)	66.99%	71.50%

節 項	内容	実現したい状態 (目的)	政策指標	指標の内容又は積算方法	現状値	目標値
	広域行政への取り組み	近隣自治体との連携を強化する	連携して実施した業務数	各本部実績値の総和	79件	90件
	計画行政の推進	市民に分かりやすい行政運営の中期ビジョンと戦略を示し、それを推進する	前期基本計画の6節30項に設定した指標の達成率(進捗状況)	(実施結果値)÷(目標値)	新規	100%
	庁舎および庁舎機能の整備充実	市役所・支所の利便性を向上させる	市役所・支所を不便と感じている人の割合	不便と感じている人の割合が減るように努めます	36.2%	32.0%

事業計画

第1節 連携型地域社会の形成

[施策展開の方向]

- 第1節 連携型地域社会の形成
 - 第1項 人権を尊重する社会の実現
 - 第2項 男女共同参画社会づくり
 - 第3項 市民と行政のパートナーシップの強化
 - 第4項 情報提供の充実
 - 第5項 IT社会の実現（平成12年度追加）

第1項 人権を尊重する社会の実現

[基本的な方向]（前期基本計画「施策展開の方向」各項掲載文引用）

市民だれもが、かけがえのない人間として尊重され、いきいきと生活できる地域社会の実現を図ります。

そこで、すべての差別や偏見の解消、子どもの権利の尊重など、さまざまな人権にかかわる問題の解決に取り組み、市民一人ひとりが互いに理解し、人権を尊重しあい、ともに支え合う社会の形成を図ります。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
人権啓発推進事業	市民に対する人権啓発のための情報提供を行なうとともに、活動を支援します。	市民相談課
被害者支援事業	被害者救済のため、関係機関との連携を図り被害者を支援します。	市民相談課
行動計画策定事業	松戸市人権推進施策に基づく行動計画を策定します。	市民相談課

第2項 男女共同参画社会づくり

[基本的な方向]

男女共同参画社会の実現に向けて、真の男女平等が達成され、男女一人ひとりが能力を十分発揮できる社会的環境の整備を進めます。

そこで、「男女共同参画プラン」に基づいて、家庭、地域、職場に男女が対等なパートナーとして参画できるよう支援するとともに、市民や企業と一体となって行動する体制を構築していきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
女性の就労を支援する事業	女性の働く意欲を実現させる就労支援プログラムを市民と協働で実施する仕組みを作るため、エンパワーメント講座を開催し、就労支援アドバイザーの育成や女性のエンパワーメントを図ります。	女性センター
男女共同参画プラン推進事業	男女共同参画プランの推進体制として、市民組織の推進協議会と庁内組織の推進会議を設置・運営し、重点施策の検討、業績評価システムの運用などプランの着実な進行管理を行ないます。	女性センター
推進拠点の整備・運営事業	市民とのパートナーシップによって男女共同参画を推進する拠点として女性センターゆうまつどの機能を充実するため、市民活動支援ルーム、女性の就労支援コーナー、ジェンダーにとらわれない学習支援コーナーの設置、情報発信機能の強化等を実施します。	女性センター

エンパワーメント(empowerment)・・・変革の主体となる力をつけること

ジェンダー(gender)・・・文化的、社会的につくられる性・性別・性差のこと

パートナーシップ(partnership)・・・提携、協力、協力体制

第3項 市民と行政のパートナーシップの強化

[基本的な方向]

市民生活の充実をめざし、市民本位のまちづくりを進める上での基本となる、市民と行政とのパートナーシップを確立するため、常に公平・公正で透明性の高い「開かれた行政」であることを前提とし、これまでに培われた「すぐやる課」精神を継承しつつ、市民の行政への参加意欲を一層高めていきます。

そこで、市民一人ひとりが積極的に市政へ参加できるよう、制度的な整備を図りながら地域社会の活力を維持増大していきます。

また、支所など各地域に密着した施設を核として市民に身近で総合的な行政サービスの充実に努めるとともに、市民が自主的に行なう地域活動やボランティア活動を支援し、活力ある地域社会を形成していきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
市民の意見を反映した政策案づくり事業	各種計画の策定や重要事項決定に際し、市民の意見を、より多く反映するため、パブリック・コメントの採用について積極的に検討します。	政策調整課
パートナー講座の推進事業	市が持つ情報を積極的に提供し、市民とのパートナーシップの強化を図ります。	市民環境本部 企画管理室
個人情報保護事業	市の保有する個人情報の適正管理を図り、市民の基本的な人権を擁護します。	総務課
戸籍の電算化による戸籍記載及び謄抄本等の証明交付検討事業	戸籍届出から戸籍記載までの期間を短縮し、事務処理の効率化を図り、戸籍抄本等の請求に対し迅速な交付を行なうため、戸籍の電算化を検討します。	市民課
総合窓口の拡充による証明交付等の事業	ITの活用による行政手続と証明交付等の利便性向上のための総合窓口拡充の研究を行ないます。	市民課
町会等集会所支援事業	自治機能向上を図るために町会等集会所建設等に支援を行ない、住民自治活動の基盤整備促進を図ります。	地域振興課
市民との協働のあり方についての研究・企画・推進事業	市民・企業・NPO・ボランティア・行政が対等な関係のもと、主体的かつ自主的に役割を担いつつ、一定の成果を目指して地域づくりを進めるための仕組みを研究・企画・推進します。	地域振興課
ボランティア・NPO支援事業	ボランティア・NPOの活動が活発になるための支援を行ないます。	地域振興課

パブリック・コメント(public comment)・・・行政機関による規制の設定・改廃にあたり、原案を公表して事前に市民から意見・情報などを求める制度

IT・・・インフォメーション・テクノロジー (information technology) = 「情報技術」の略

NPO・・・医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野における営利を目的としない民間組織のこと

第4項 情報提供の充実

[基本的な方向]

市の保有する情報は、市民共通の財産であり、行政に関する情報はもとより、市民が生活する上で必要とする情報についても積極的な提供を図っていきます。また、新たに開発された情報通信機器や技術などについて把握し、最適な手段で情報提供を行なうよう努めます。

そこで、情報公開制度や個人情報保護制度の趣旨をふまえながら、情報の適正な収集・管理および提供に努めるとともに、情報通信基盤を整備し、高度情報化施策を推進していきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
情報公開制度の推進事業	公正で民主的な開かれた市政を推進するため、情報公開条例の適正な運用により、市政の透明性を向上させ、市の説明責任を全うするとともに、市民の市政への参加が促進されるよう、情報公開の総合的な推進を図ります。	総務課

第5項 IT社会の実現

[基本的な方向]

社会構造や経済構造の変革をもたらす「高度情報化への対応」が求められていることから、また、行政サービスの高度化・効率化を図っていく必要から、本市は「電子自治体」への体制整備を推進します。

そこで、市民がIT社会の利便性を享受出来るよう、ハード・ソフト両面の環境整備を図ります。

また、事務処理能力の向上を図るため、電子機器の拡充による環境整備と併せて、インターネット等を活用した情報提供等により、速度を重視した行政運営を図ります。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
行政情報化推進事業	情報の流通・共有化・高度情報利用を推進し、効率的な行政運営を行ないます。	IT推進課

事業名	事業内容	担当課名
情報共有化の推進事業	各所属で所有している行政情報をデジタル化することにより、業務の効率化及び市民サービスの向上を図り、いつでも、どこでも、だれでも必要な情報を取得できる環境の整備を推進します。	IT推進課
情報セキュリティーの充実事業	個人情報を保護するため、行政情報を安全・確実に処理・管理・活用するため、セキュリティーポリシーを確立します。	IT推進課
指名参加資格者の登録システム開発と電子入札システムの調査研究事業	登録業者の電子申請に対応したシステムの開発を行ない、電子入札システムの調査・研究を行ないます。	契約課

デジタル(digital)化・・・情報を利用・流通させるために電子信号化すること

セキュリティーポリシー(security policy)・・・情報システム構築の上でのセキュリティー(安全)対策理念のこと

第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現

[施策展開の方向]

第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現（健康・福祉分野）	第1項	多様な生きがい感のある環境づくり
	第2項	健康の維持・増進
	第3項	日常生活および緊急時の安全・安心性の向上
	第4項	福祉のための基盤整備

第1項 多様な生きがい感のある環境づくり

[基本的な方向]

市民一人ひとりが、その生涯を通じてライフステージに合わせた多様な成長発達ができるように、多種多様な選択ができるようにします。そこで、子どもや青少年のスポーツや文化活動などの機会の拡充、教育・学習環境の整備、子育て支援の充実を図ります。

また、年齢や身体状況などにかかわらず、いつでも心のはりをもち豊かな人生を送れるように、地域活動などの機会の拡充、雇用・就労環境の整備を推進します。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
シニア交流センター設置事業	高齢者の生きがい感を高め、健やかな生活を支援するため、高齢者の就労、学習、交流及びITを活用した情報の収発信の拠点としてシニア交流センターを設置し、シルバー人材センター、高齢者無料職業紹介所、老人クラブ事務局を併設し、高齢者支援機能の充実を図ります。	健康福祉本部 企画管理室 高齢者福祉課
精神障害者共同作業所支援事業	在宅精神障害者の仕事の提供、生活指導等を実施する共同作業所の運営を支援し、社会参画の促進を図ります。 精神障害者共同作業所 5所	障害福祉課
知的障害者福祉作業所支援事業	知的障害者の援護的就労の機会を提供する福祉作業所の運営を支援し、生きがい確保します。 知的障害者小規模福祉作業所 6所	障害福祉課

事業名	事業内容	担当課名
放課後児童クラブ整備事業	放課後児童クラブの運営主体の法人化を段階的に実施するとともに、施設の整備を進めます。 10所	児童福祉課

ライフステージ(life stage)・・・人間が生まれてから死ぬまでに経験する発達上の諸段階

第2項 健康の維持・増進

[基本的な方向]

自立した生活を送っていくためには、健康の維持・増進を図ることが極めて大切なことです。そこで、「自らの健康は自らつくる」活動やそのための環境づくりなどを促進するため、自主的健康活動への支援の充実を図るとともに、自主的な活動が困難な市民に対する健康の維持・増進を推進します。また、万が一病気や心身の障害に直面した場合にも、身近な医療機関から基幹病院までの一貫した地域医療により適切な治療が受けられ、容易に心身機能の維持あるいは回復のためのリハビリテーションサービスを利用することができるようにします。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
健康松戸21推進事業	市民の健康づくり活動を支援するため、健康づくりの実践目標を定めた「健康松戸21」の計画に基づき、市民、関係団体、行政が連携し、健康施策を総合的に推進します。	保健福祉課
健康診査・検診事業	市民の健康状態の確認と疾病の早期発見により、生活習慣病の予防と疾病の治療を図るため、基本健康診査や各種検診を充実します。	保健福祉課
小児急病センター設置事業	小児救急医療の充実のため、新たに「小児急病センター」を設置します。	健康福祉本部 企画管理室 保健福祉課
市立病院整備計画策定事業	市立病院が持つ高度・良質な医療を将来にわたって継続的に提供できるよう、医療環境の変化に対応した病院として再構築するため、規模・機能、移転場所など新病院の基本的な計画を策定します。	健康福祉本部 企画管理室

リハビリテーション(rehabilitation)・・・心身機能の維持、回復あるいは未発達の機能を引き出すための治療・訓練

第3項 日常生活および緊急時の安全・安心性の向上

[基本的な方向]

すべての市民が、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らしていけるよう、生計基盤の確立や緊急時対応の整備、住環境の整備、日常活動の支援などを進め、安定した日常生活が送れるようにします。また、介護や介助が必要になった場合には、可能な限り要介護・介助状態の軽減と悪化の防止を図るため、供給主体の多様化などを進め良質な介護・介助サービスなどを確保していきます。

さらに、市民生活に欠かせない斎場についても、その維持に努め日常生活の安心性を確保していきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の医療受診の機会の確保と経済的負担を軽減するため、乳幼児の医療費助成を充実します。	児童福祉課
高齢者日常生活支援事業	在宅高齢者の日常生活を支援するため、配食サービスや紙おむつ等の支給を継続実施します。 配食サービス 36,000食 増 紙おむつ等支給 390人 増	高齢者福祉課
児童虐待防止対応事業	児童虐待の防止、早期発見と的確な対応を図るため、相談体制の確立と関係機関によるネットワークの充実、並びに、一時保護の必要のある児童の短期的入所の充実を図ります。	児童福祉課
高度医療機器整備事業	救命救急医療を始めとして急性期医療を実施していく上で必要となる高度医療機器の更新を計画的に実施します。	市立病院総務課
医療情報IT化推進事業	診療予約、待ち時間短縮などの患者の利便性向上を図り、病院経営効率化にも寄与する、電子カルテシステムを導入します。	病院事業管理局 企画管理室

第4項 福祉のための基盤整備

[基本的な方向]

高齢化に伴い、要介護高齢者も増加していくことは避けられず、高齢者や障害者を含めてすべての人が福祉の担い手であると同時に受け手であることを自覚し、相互に支え合い、ともに生活できるような自立した地域(福祉コミュニティ)の形成を促進します。

そこで、市民、事業者、専門家、行政の適正な役割分担のもとに、保健・医療・福祉施設の再編整備や物理的バリアフリーなど都市基盤の整備、自立プログラムの開発とその支援システムの整備、ボランティアなど人的資源の育成と確保、松戸市社会福祉協議会や松戸市福祉公社をはじめ、各種協力団体などへの支援、情報の収集・分析・提供システムの構築、心理的バリアフリーの推進などの啓発活動の促進を図ります。

第2次実施計画追記

なお、平成15年度から障害者福祉サービスが支援費制度に移行します。この制度への円滑な移行を図り、障害者福祉サービスの充実に努めます。

(参考)

従来の障害者福祉サービスは、行政がサービスの対象者と利用サービスを決める「措置制度」により提供されてきました。平成15年度からこの措置制度によって提供されていたサービスが、支援費制度に移行します。この制度では、利用者は自分の意思で利用するサービスを選択し、必要な費用は市が利用者に支給する(実際の手続きは指定事業者・施設が利用者に代わって受領する)ことになり、サービスの質の向上が図られます。この制度改正に対応し、障害者福祉サービスの充実に努めます。(なお、平成15年度以降も、児童福祉法による障害児の施設サービスでは措置制度が維持され、精神保健福祉法による精神障害者のサービスなど事業費補助方式によって提供されていたサービスもその方式が継続されます。)

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
保育所整備事業	保育需要の増加に対応し入所待機児童の解消を図るため、新規保育所の設置、既存保育所の拡充、入所定員の緩和を行ないます。 7所 定員増349名	保育課
介護老人福祉施設等整備事業	在宅での介護が困難な要介護認定者の入所施設として、特別養護老人ホーム等の整備を進めます。 特別養護老人ホーム(7所 412床) 老人保健施設(2所 200床) デイサービスセンター(5所) ショートステイ(5所 50床)	高齢者福祉課

事業名	事業内容	担当課名
ケアハウス整備事業	自立して生活することに不安のあるひとり暮らし等の高齢者が入居するケアハウスの整備を進めます。 ケアハウス(2所 100名)	高齢者福祉課
精神障害者生活支援センター整備事業	精神障害者に対し指導、助言並びに関係機関との連絡調整を総合的に実施する生活支援センターを整備します。 1所	障害福祉課
身体障害者療護施設整備事業	常時介護が必要な重度身体障害者の治療・養護を行なう療護施設を整備します。 1所	障害福祉課
健康福祉情報IT化推進事業	各種サービス利用状況、世帯情報などの一元化を図り、人を中心とする総合的(保健、福祉、介護)な情報管理を行なうシステムを構築し、相談体制を確立します。	健康福祉本部 企画管理室
北山会館施設整備事業	斎場に対するニーズの変化に対応した施設整備を行ないます。	北山会館
墓地需要調査事業	墓地需要を調査・分析し、適切な墓地経営許可を行ないます。	健康福祉本部 企画管理室 保健福祉課

バリアフリー(Barrier-free)・・・障害者(や高齢者等)が建築物を使おうとしたときに邪魔になるさまざまなバリア(障害)を取り除こうという考え方から発展して、物理的バリア、制度的バリア、意識のバリア、そして文化・情報のバリアの四つからのフリー[解放]が課題となっている

第3節 次代を育む文化・教育環境の創造

[施策展開の方向]

第3節 次代を育む文化・教育環境の創造（文化・教育分野）	第1項	生涯学習の推進
	第2項	学校教育の推進
	第3項	生涯にわたるスポーツ活動の支援
	第4項	国際化の推進と平和意識の高揚
	第5項	青少年の健全育成
	第6項	多様な文化・芸術の創造

第1項 生涯学習の推進

[基本的な方向]

市民一人ひとりが、生きがいをもち、充実した人生を楽しむため、学びたいときに学べる場とシステムづくりを図り、知縁などを通じて生涯にわたって主体的に学び続けることのできる地域社会の創造を推進します。

そこで、総合的な生涯学習推進体制を整備し、生涯学習に関する情報提供・相談機能の充実を図ります。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
地域学習活動活性化支援事業	公民館主催講座の修了者及び講座生による市民自主企画講座の企画立案・講座開催を支援し、市民の学習意欲の向上と地域における学習活動の活性化を図ります。	公民館
図書館情報化推進事業	図書館の館外蔵書検索システムを導入し、インターネットによる図書館全蔵書の検索及び貸出予約ができるようにします。	図書館
生涯学習会館構想研究事業	市民の生涯学習を支援するための要となる生涯学習会館建設に向け、図書館、美術ホール、学習情報センター等の機能を含めた複合施設としての構想を研究・検討します。	生涯学習本部 企画管理室
大学との連携による生涯学習推進事業	市内にある大学と連携し、図書館をはじめとする学習情報提供の充実を図ります。	生涯学習本部 企画管理室

事業名	事業内容	担当課名
生涯学習情報プラザ事業	生涯学習に関する学習相談、学習情報の提供、並びに、学習ボランティアバンク、こどもオフィスなどの運営により、市民の多様な学習ニーズに対して総合的な支援を行います。	社会教育課
基礎学力再履修事業	基礎学力再履修のための学習機会を提供し、学びたい時に学べる環境を整備します。	社会教育課

第2項 学校教育の推進

[基本的な方向]

子どもたちの個性を尊重する教育を一層推し進めます。この方針を基に、子どもたちのゆとりを確保しつつ、「生きる力」としての自己教育力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育成するため、学校教育の充実を図ります。

また、学校外での活動の充実も重視し、家庭、地域、学校の協力関係を強化して、学校教育と社会教育の融合を図ります。

さらに、適正な学区の再編や学校の統廃合、学校施設の計画的な改修などにより、良好な教育環境の確保に努めます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
市立高校改革推進事業	市立高校の学校制度並びに教育課程の改善及び充実を図り、市立高校の改革を推進します。	学務課
国際化教育推進事業	中学校に ALT を配置し、外国語を通じて言語・文化への国際理解を深めます。 また、小中学校10校を拠点として外国籍及び帰国子女に対する日本語指導、適応指導を実施します。	指導課
小学校給食サービス拡充事業	給食サービスの向上のため厨房設備の充実を図ります。	保健体育課
スクールカウンセラー配置事業	学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、中学校及び市立高校へのスクールカウンセラーの配置を進めます。 また、中学校に配置したスクールカウンセラーにより、小学校における不登校やいじめ問題等への対応を強化します。	教育研究所

事業名	事業内容	担当課名
特色ある学校づくり推進事業	地域の特性と児童生徒の実情に根ざした特色のある学校づくりを推進するため、スタッフの派遣、学校支援ボランティア制度の導入等による支援を行ないます。	生涯学習本部 企画管理室
新しい学校教育システム研究事業	地域の教育力の活性化と地域の特性にあった教育機会を提供するため、基本的な制度設計に関する研究検討を行ないます。 幼保小一貫教育の研究(中部幼稚園リバイバルプラン) 市立中等教育学校の研究 コミュニティスクール、ホームスクールの研究	生涯学習本部 企画管理室
学校教育支援ボランティアセンター事業	学校教育活動を支援するため、中学校を拠点にコーディネート機能を有する学習支援ボランティアを組織化し、併せて、学校教育学習支援ネットワークづくりを推進します。	生涯学習本部 企画管理室
小中学校耐震改修事業	児童生徒の安全を確保するとともに、地域の防災拠点となるよう、小中学校校舎及び体育館の耐震補強工事を実施します。	教育施設課
校内LAN工事整備事業	小学校の校内LANの敷設工事を行ない、情報化教育の充実を図ります。	教育施設課
中学校冷房化事業	中学校の職員室、音楽室の冷房化を実施します。	教育施設課
私立幼稚園園児補助事業	私立幼稚園に児童を就園させている保護者の負担軽減を図るための支援を行ないます。	教育総務課
私立幼稚園振興事業	幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の運営に対する支援を行ないます。	教育総務課
学校備品再利用推進事業	更新により不用となった学校備品を開発途上国へ寄贈することにより、児童生徒の、国際理解の促進と資源の有効活用などの環境教育に役立てます。	教育総務課

A L T(assistant language teacher)・・・外国語指導助手

スクールカウンセラー(*school counselor*)・・・学校でいじめなどの相談にのる専門職員

LAN(local area network)・・・複数のパソコンを専用ケーブル(現在は無線接続も有る)で物理的に相互接続すること

ホーム・スクール(*home school*)(アメリカ)・・・学校に通わず自宅で親が教える在宅学校のこと

第3項 生涯にわたるスポーツ活動の支援

[基本的な方向]

すべての市民が、スポーツを通じて健康の維持・増進と体力の向上を図れるよう、日常生活の中で気軽に参加できるスポーツ活動の機会拡充や支援に努めるとともに、指導者の養成やスポーツ団体の育成、スポーツ施設の整備・拡充を進めます。

また、多様化・高度化するレクリエーション・スポーツに関するニーズに対応するため、各種スポーツ教室や競技会の開催を支援していきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
国際スポーツ交流推進事業	大韓民国大邱廣域市(テグ広域市)とのスポーツ交流の継続を行なうとともに、他地域との交流に向けて調査研究を行ないます。	スポーツ課
スポーツ指導者派遣支援事業	学校体育と社会体育の連携により、優れた人材の有効活用と一貫した指導体制の確立を図ります。	スポーツ課
学校体育施設の開放事業	市内の学校体育施設の開放を促進し、学校体育施設を市民の身近なスポーツ活動の拠点とします。	スポーツ課

第4項 国際化の推進と平和意識の高揚

[基本的な方向]

国際化時代に対応した推進体制を整備し、多様な国際交流事業や国際協力、国際理解の啓発、外国人のための生活環境の整備などを総合的に進めます。

また、松戸市国際交流協会に対する支援により、日常的な国際交流をより活発にするとともに、交流活動の情報を積極的に提供し、幅広い市民の参加を促していきます。

同時に、このような日常的な国際交流を通して、各国民族がもつ多様な文化や習慣、歴史、宗教などの存在を認め、それらの差異を尊重し合うことが、人権尊重と世界の平和につながるものであることを啓発していきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
国際化施策の推進事業	国際化推進プランに基づき、国際化に関するアンケート調査、外国人市民懇話会の開催、外国人の意見反映システムの構築、(仮称)国際化施策推進会議の開催等を行ないます。	市民環境本部 企画管理室
国際交流の推進事業	市民レベルでの国際交流を推進し、市民の国際化意識の高揚を図ります。 また、財団法人国際交流協会に対して、引き続き支援を行ないます。	市民環境本部 企画管理室
平和意識啓発事業	平和イベントを通して、多くの市民に対し平和都市宣言の趣旨を広めます。	総務課

第5項 青少年の健全育成

[基本的な方向]

豊かな人格の基礎を形成する青少年期において、学校外活動が行われやすくなるため、青少年関連施設の整備・充実を図るとともに、家庭や地域と連携して、青少年の健全育成を支える地域環境の整備を進めます。

また、家庭、地域、行政が一体となった取り組みを推進するために、青少年団体活動や地域活動に対する相談・情報提供の充実、指導者などの養成に努めていきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
子ども会等の活性化対策事業	子ども会等の実態調査及び加入者の増加策を検討することにより、活性化を推進します。	こども課
非行防止推進事業	松戸市少年補導員連絡協議会、松戸市子ども会育成会連絡協議会、松戸市青少年相談員連絡協議会の3団体の連携により非行防止を推進します。	こども課
青少年の情報ネットワークづくり支援事業	青少年会館にインターネット等の情報学習ができるパソコンを配備し、青少年会館を核とするITネットワークを構築し、情報収集及び発信ができるようにします。	公民館

第6項 多様な文化・芸術の創造

[基本的な方向]

文化創造の主体である市民の多様なニーズをふまえて、豊かで個性ある地域の形成のために、市民一人ひとりが文化活動に参画できるような機会の創出、情報の提供などを進め、市民文化活動の促進に努めます。

また、文化財をはじめとする市内に残る多様な歴史的資産の保全や、これを生かしたまちづくりを進めていきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
松戸市史編さん整備事業	松戸市史上巻(原始、古代、中世編)の改訂のための調査・研究を行ない、わがまち松戸への愛着と誇りを育む一助とします。	博物館
デジタル情報化推進事業	博物館資料の電子データ化を推進し、市民への学習提供サービスの充実を図ります。	博物館
博物館常設展示リニューアル事業	市民の学習ニーズに応えるため、博物館常設展示のリニューアルに関する基本構想、基本計画を策定し、基本設計を行ないます。	博物館
松戸アカデミア構想研究事業	紙敷地区齋藤邸を活用した、竹紙や竹炭作りなどの、竹による文化活動の推進を図るための調査研究を行ないます。	社会教育課

第4節 安全で快適な生活環境の実現

[施策展開の方向]

第4節 安全で快適な生活環境の実現（生活・環境分野）

- 第1項 良好な生活空間の実現
- 第2項 人と自然が共生するまちづくり
- 第3項 リサイクル型の都市づくり
- 第4項 安全で安心な地域環境づくり
- 第5項 自立をめざした消費者行政の推進

第1項 良好な生活空間の実現

[基本的な方向]

市民一人ひとりが将来にわたり快適に生活できるよう、さまざまなニーズに合った多様な住宅整備を図るとともに、安全で快適な、ゆとりの感じられる良好な生活空間の実現に努めます。

また、自然的・歴史的景観の保全・再生、道路などの公共空間や建築物の景観の向上を図り、魅力ある街並みを形成していきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
市営住宅供給事業	住宅に困窮する低額所得者の住宅需要に対応するため、民間住宅を長期に借上げ、バリアフリー対応などを図り、良質な住宅を整備供給します。 供給戸数30戸	住宅課
老朽化市営住宅住み替え事業	老朽化市営住宅(稔台)を用途廃止し、新たに整備した良質な住宅に当該入居者の住み替えを図ります。	住宅課
市営住宅維持管理事業	市営住宅の有効利用を図るため、「市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、各種整備を計画的に進め、適切な維持管理を実施します。	住宅課
都市景観推進事業	都市景観についての調査・研究等を行い、独自の基本方針(都市景観に係るまちづくりの基本的な考え方)をまとめ、条例案を策定します。	都市整備本部 企画管理室

事業名	事業内容	担当課名
狭あい道路拡幅整備事業	生活基盤の整備と災害に強いまちづくりを推進するため、拡幅整備を要する狭あい道路の調査等を行ない、整備を図ります。	建築指導課

第2項 人と自然が共生するまちづくり

[基本的な方向]

松戸市内に残された貴重なみどりと生態系を保全し、清流を復活し、美しく豊かなみどりの環境を創造し、アメニティ豊かなまちづくりを推進します。

そこで、自然環境の整備・保全を図るとともに、都市空間の緑化を進め、みどり豊かなまちの景観づくりに努めます。また、市民参加のもとオープンスペースを緑地化して有効活用し、湧水の保全、清流の復活とともに生物の生育環境に配慮し、多自然型の環境整備を進め、美しい自然景観の創出に努めます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
水辺の修景整備事業	水辺の景観の向上を図るために、修景整備を行ないます。 高木・中木の植栽、防護柵設置、啓発パネル設置	河川清流課
川をきれいにする啓発事業	川をきれいにすることについて市民の理解を促し、広く活動に参加してもらうための啓発活動を行ないます。 また、河川愛護団体の育成・支援や家庭でできる浄化対策の啓発活動も行ないます。	河川清流課
合併処理浄化槽設置促進事業	河川浄化を図るため、し尿と生活排水を処理できる合併処理浄化槽の設置を促進します。 750基	環境保全課
河川浄化施設の設置事業	流入河川などの汚れを除去するため浄化施設を設置します。 1ヶ所(真間川流域)	河川清流課

事業名	事業内容	担当課名
河川用水の導水事業	河川・水路をよみがえらせ、生態系を保護する環境を守るため、水量の不足している河川等に、国・県の管理する河川から導水します。(坂川から六間川へ導水)	河川清流課
雨水利用・浸透の促進事業	川へ水を戻すため、浸透施設の指導・整備に努めます。 貯留浸透施設の設置(雨水タンク+浸透枳)	河川清流課
樹林等保全規制事業	都市緑地保全法や緑の条例により、既存樹林地を保全するために開発を規制し、市民が緑に親しめる現状を維持します。 都市緑地保全法による「緑地保全地区」の指定 緑の条例による「特別保全樹林地地区」「保全樹林地地区」の指定拡大	みどりと花の課
矢切地区斜面緑地保全事業	矢切地区斜面緑地を恒久的に残すため、都市緑地保全法による「緑地保全地区」の指定を行ない、優良な樹林地の保全を図ります。	みどりと花の課
街区公園新設事業	地域に身近な公園を適正に配置するため、街区公園を整備します。	公園緑地課
地域公園整備事業	紙敷地域に地域公園を整備します。	公園緑地課
総合公園整備事業	光と風の広場(21世紀の森と広場内)で未供用となっていた一部用地(1,000㎡)等を整備し、利用者の要望やニーズに合わせた施設の充実を図ります。	公園緑地課
根木内歴史公園整備事業	根木内城址の歴史的環境と自然環境を保全すると共に、市民に憩いの場所として提供するための整備をします。	公園緑地課
民有地緑化推進事業	都市の緑化をまち全体で推進していくため、民有地の緑化を進めます。 緑化推進モデル地区協定の推進 開発行為における、敷地内緑化施設の推進及び緑地協定制度の導入 商業地における屋上緑化、壁面緑化等の促進	みどりと花の課

事業名	事業内容	担当課名
公共用地等緑化事業	道路や河川、駅前広場等に樹木や草花を植栽し、街並み景観の向上を図ります。 道路や河川、駅前広場等への積極的な緑化の推進 公共施設の緑化の促進 国道、県道及び国、県の施設に対する緑化の要請	みどりと花の課
市民参加緑化推進事業	市民への緑化意識の普及及び緑化活動への参加意欲の向上を図ります。 市民緑化活動の支援 緑化基金の自立促進 ボランティアの育成・支援体制の確立 江戸川フラワーラインの整備(レンゲ・コスモス畑 19,100㎡)	みどりと花の課 河川清流課
回廊づくり整備事業	緑と花に親しみ地域の歴史にふれ、快適に歩けるようなネットワーク道路のルート策定を行ない、利用者がこのルートを利用しやすくするために、マップ作成、案内板等の整備を行ないます。	都市整備本部 企画管理室
水辺拠点の整備・連絡事業(水辺の健康エコロード事業等)	良好な水辺空間を形成するため、水辺拠点を確保・整備するとともに、水辺拠点どうしの相乗効果を出すため、拠点間を連結・整備します。 水辺拠点の整備(親水広場等) 湧水池の保全 遊歩道の整備 多自然型護岸の整備	河川清流課

アメニティ(amenity)・・・都市環境の快適性

第3項 リサイクル型の都市づくり

[基本的な方向]

快適な市民生活にとって欠かすことのできない良好な環境を確保するため、人と自然が共生できる環境にやさしいまちづくりに取り組みます。

そこで、地球環境問題も視野に入れ、市民生活や産業活動など各分野で、自然エネルギーの活用などによる省エネルギー化を促進するため、リサイクル型の社会経済システムが市民のライフスタイルに日常的に生かされるよう指導・支援します。

また、ごみの質の変化や環境問題の深刻化などに対応し、ごみ発生から処分までの各段階における市民、事業者、行政の役割を明確にし、相互に協力しながら、ごみの減量、資源化、廃棄物の適正な処理に努めます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
地球温暖化防止実行計画策定・推進事業	市役所の事業活動に伴う地球温暖化ガスの発生を削減するための計画を策定し実行します。	環境計画課
松戸市地域新エネルギービジョン推進事業	太陽光発電、天然ガス自動車、ハイブリッド車などの普及により新エネルギーの導入を推進します。	環境計画課
廃棄物処理計画推進事業	ごみの減量目標を明確にし、その達成に向けての様々な手段を構築します。 また、発生予測量に対して効率のよい処理及びリサイクル体制を構築します。 検討事項 ごみ処理費用の適正負担 収集運搬体制のあり方 中間処理施設の運営体制の見直し 最終処分場の確保 六和クリーンセンターの跡地利用の調査	環境計画課 環境業務課 各センター
廃棄物減量促進事業	循環型社会構築の一翼を担うごみの発生抑制や再利用の体制を充実します。 取り組み事業 ごみ減らし啓発事業 ごみツアー 各種減量機器類補助事業 クリンクル推進員制度拡大モデル事業 事業系廃棄物対策事業 大型生ごみ処理機設置モデル事業	環境計画課
建設工事に伴う資材の再資源化促進事業	建設工事廃棄物の分別解体及び再資源化を促進するため、対象建設工事の発注者または自主施工者に、計画の届出及び適正な実施を指導します。	建築指導課
千駄堀最終処分場跡地保全事業	千駄堀最終処分場の跡地の保全を図りながら、有効活用を検討します。	環境計画課

第4項 安全で安心な地域環境づくり

[基本的な方向]

すべての市民が安心して日常生活を送ることができ、火災・地震・風水害などの災害発生時にも市民の安全が確保され、早期に都市機能が復旧できる災害に強いまちづくりを進めます。

そこで、災害を可能な限り未然に防ぐ都市基盤の整備とともに、市民・行政の防災意識や行動力の向上、防災情報網の整備と防災体制の強化を図り、避難場所の充実、消防局の火災・救急・救助体制の強化・充実に努めるなど総合的な防災対策を推進します。

また、市民の生命を守り住みよい環境を確保するため、交通安全施設の整備・充実や防犯体制を確立し、市民一人ひとりに安全意識の普及に努め安心してまちを歩き交うことができる、安全で安心なまちづくりを進めます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
地域ぐるみ安全・安心推進事業	地域の安全・安心を目標に防犯団体等と地域住民が一体となり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。	安全課
防犯灯支援事業	市民の安全確保のため、町会(自治会)等の防犯灯設置・維持の経費を補助します。	地域振興課
防災組織の強化事業	災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、市民に対し防災に関する意識の普及に努めます。また、地域の防災対応力を向上させるため、自主防災組織未結成町会(自治会)に対し、組織の結成を促すとともに、既成組織を活性化するための指導・助言を行ない、資機材購入に対して助成します。 さらに、自分たちのまちは自分たちで守ることを基本とした町会(自治会)の訓練を推進します。	防災課
防災施設等整備事業	災害時に必要な資機材や被災者に供給する生活物資などの整備を図ります。 分散倉庫 5所 学校受水槽に飲料水を確保する緊急遮断弁設置 5所	防災課

事業名	事業内容	担当課名
	<p>迅速な災害情報を周知するため無線機器の維持管理</p> <p>避難誘導のため避難場所への主要経路の標示板整備 300 基</p> <p>協定による水及び食料の備蓄及び供給</p>	
放置自動車対策事業	円滑な道路交通と市民生活の安全を確保するため、放置自動車の防止と移送保管を行ないます。	安全課
放置自転車対策事業	円滑な道路交通と市民生活の安全を確保するため、放置自転車の防止と移送保管を行ないます。	安全課
八柱駅南口駅前広場歩行者快適化事業	八柱駅南口駅前広場の安全で円滑な交通処理や地域の顔としての景観づくりなど、歩行者の快適性を向上させるため、地域住民との合意形成を図りながら、整備を行ないます。	都市整備本部 企画管理室
自転車駐車場事業	自転車駐車場の適正な管理を行うため、施設の整備を図り、駅までの距離や階層などの条件を考慮した料金形態の見直しを実施します。また、民間自転車駐車場の育成を図ります。	安全課
火災予防・防火査察対策事業	火災原因を究明することにより、うっかり火災をなくすとともに、放火されない環境づくりを推進します。また、事業所及び危険物施設等の火災予防査察により、法令適合違反の是正・危険要素排除の指導をより強化します。	予防課
地域防災活動拠点整備事業	地域防災の核としての役割を果たす消防団の活動拠点を整備するため、消防センターを建設します。	消防局 企画管理室
消防水利整備事業	消火栓を整備することにより消防水利を確保し、大規模災害等による消火栓の断水時の消火活動に備えて、防火水槽の整備、その他の水利を確保します。	警防課
応急救護処置普及事業	市民の応急手当技術の習得と実践力の向上を目指すため、バイスタンダーの育成を図り、救命率を高めます。	救急防災課

事業名	事業内容	担当課名
高度救急化推進事業	救急高度化の一環として、救急隊の救急知識・技術を高め、車両・装備の高規格化を図ります。 また、メディカルコントロール体制を構築するとともに、ドクターカーの調査・検討を行ないます。	救急防災課

バイスタンダー (bystander) … 側にいる人の意味。転じて事故発生時に居合わせた人で応急手当が可能な人の意味

メディカルコントロール (medical control) 体制 … 救急隊が行なった応急処置に対して、医学的観点から検証できる体制

ドクターカー (doctor car) … より高度な応急処置が可能な医療機器を搭載し、医師・看護婦が同乗して重篤患者を搬送する救急車

第5項 自立をめざした消費者行政の推進

[基本的な方向]

消費者を取り巻く環境の変化や消費者の意識の多様化に対応し、衣・食・住・遊のすべてにわたる生活全般を視野に入れ、消費者被害の未然防止や救済に努め、消費者の生命、身体および財産の安全確保を図ります。

さらに自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得し、自己の責任において主体的・合理的に意思決定し、行動できる自立した消費者の育成や支援を進めます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
消費者学習支援事業	消費者被害を未然に防止するために、高齢者及び若者等を対象とした各種講座、セミナーを開催し、情報や学習の場を提供します。	消費生活課

第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興

[施策展開の方向]

第5節 魅力ある都市空間の形成と 産業の振興（都市・経済分野）	—	第1項	都市環境の整備
	—	第2項	都市基盤の整備
	—	第3項	活力ある産業の振興
	—	第4項	就労環境と就労機会の整備
	—	第5項	多機能な近郊型観光の振興

第1項 都市環境の整備

[基本的な方向]

活力に満ちた魅力的な都市の形成をめざして、市民と来訪者が集い、交流し、活
 発な消費・文化・観光・経済・生産活動が展開できる交流拠点づくりを推進します。

また、快適で均衡ある都市の発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤
 として、土地利用計画などに基づく適切な規制・誘導により、適正で合理的な土地利
 用を図ります。

さらに、保全すべき良好な周辺環境との調和に配慮しつつ、土地区画整理事業や
 市街地再開発事業などにより、土地の合理的で健全な高度利用を進め、豊かな都市
 空間の形成を図ります。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
都市計画決定事業 (土地利用関連)	都市計画法に基づく調査結果を基に、都 市計画法及び建築基準法等の改正による 規制緩和策への対応を含め、全市的な土地 利用計画の方向性を検証のうえ、見直し が必要な地区について都市計画の変更を 実施します。	都市計画課
市街地再開発推進事 業	各地区の固有環境に即したコンパクトな 都市再開発のさまざまな事業手法を地元と ともに研究していきます。また、東武野田線六 実連続立体の事業化に向けて、都市計画決 定調査、詳細設計等の準備を進めます。 ○六実駅周辺地区、北小金駅南口東地区、 小金原地区、稔台駅前地区	都市整備課

事業名	事業内容	担当課名
土地区画整理事業	各地区の状況に応じた事業の健全化を指導・支援して事業の進捗を図り、長期化する事業を早期に完了させて良好な市街地を形成します。 4地区(紙敷地区、秋山地区、関台地区、二ツ木・幸谷地区)	都市整備課

第2項 都市基盤の整備

[基本的な方向]

安全かつ便利で快適な都市の市民生活を支える都市基盤の整備を進めます。

道路整備については、幅広い交流活動を支える広域的なネットワークに配慮した整備を進めるとともに、これらと連携した市内道路網の整備を図り、総合的な交通体系の確立をめざします。

また、市民の身近で大切な足である鉄道やバスなどの公共交通機関の整備・改善に取り組んでいきます。

災害から市民生活を守るため、災害に強い安全なまちをめざし、河川などの都市基盤整備を推進します。

さらに、根幹的な生活関連施設である下水道の整備・普及を推進するとともに、上水道の普及と安定供給に努めます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
治水施設の整備事業	台風や集中豪雨による家屋の浸水被害や道路冠水を解消するため、治水施設を整備します。	河川清流課
雨水貯留浸透施設の整備事業	洪水時の流出量を抑制するため、貯留施設を設置します。	河川清流課
ふれあい通り(松戸駅西口)改良事業	利用者の利便性を向上させるため、道路を改良します。	道路維持課
道路財産管理事業	道路管理者として、道路等の財産を明確にし、適正な管理を実施します。また、道路財産管理情報の一部のデジタル化を図ります。	建設総務課
「安忠坂」整備事業	狭い道路の中間部に、車が安全にすれ違いの出来るスペース(待避所)を確保し通行機能の向上を図ります。 市道5地区 176号線(安忠坂)	道づくり課

事業名	事業内容	担当課名
鉄道駅エレベーター等設置事業	鉄道事業者を対象に、エレベーター等の設置事業に伴う費用の一部を国等と協調補助します。	都市計画課
交通バリアフリー化推進事業	駅を中心とした一定範囲において、だれもが移動しやすくするために重点整備地区を選定し、基本構想を策定します。これに基づき対象地区内のバリアフリー化を図ります。	都市整備本部 企画管理室
都市計画道路整備事業(新設整備事業)	市内の既存道路との連絡や幹線道路のネットワーク化を充実させ、交通の円滑化(安全性、快適性)を図り、将来の交通需要に対処するため都市計画道路の整備を進めます。 3・3・6号(八ヶ崎～二ツ木区間)630m 3・3・6号(和名ヶ谷地先)830m 3・3・7号(幸谷～二ツ木区間)348m	道づくり課
松戸市基準測量整備事業	測量法の改正(平成14年4月施行)により、経度・緯度が世界測地系に変更されたことに伴い、測量の基準となる基準点等の再整備を行ないます。	都市計画課
道路改良及び舗装事業(交差点改良)	都市計画道路と市道が交差する渋滞箇所、改良可能なところを把握し、改良計画を策定します。	道づくり課
バス利用活性化事業	輸送効率のよいバスサービスの提供について、松戸市バス交通連絡会などを通して事業者と協議し、さらに、関係機関との定時性確保等に向けた協議・調整を行ないます。 また、事業者のノンステップバス購入に対する補助を継続して実施します。	都市計画課
公共下水道推進事業(汚水)	市街地における快適な生活を営むための地域衛生、生活環境の向上を図り、また、江戸川・坂川の水質汚濁を防止するため、汚水管を整備します。	下水道計画課 下水道普及課 下水道建設課
市営水道の浄水・配水施設の整備事業(第5次拡張事業)	安定した水を確保するため、老朽施設の更新と水需要の増加に対応する施設の拡張及び配水、浄水施設等の整備を行います。	水道部工務課

事業名	事業内容	担当課名
市営水道の配水管整備事業(石綿管更新事業)	安定した給水を確保するため、石綿セメント管からダクタイル鋳鉄管への更新を推進し、漏水防止と自身災害に対する管路の強化を図ります。 石綿管更新延長 30km(6km/年)	水道部工務課

第3項 活力ある産業の振興

[基本的な方向]

産業活動が、高度化、グローバル化しつつある今日、東葛飾北部地域の一翼を担う経済活動拠点の形成をめざし、周辺地域と連携を図り活力ある都市として、さらに発展していくため、経済活動の一層の振興を図ります。

そこで、松戸の企業や経済をとりまく時代の流れに対応し、企業活力の高揚やバランスある産業構造を確保するとともに、新たな分野の産業を育成・支援し、自立性を備えた松戸経済を実現します。

また、本市経済を支える農業、商工業などの育成・振興を図り、その高度化、近代化を進め、産業構造の変革に対応しながら、経済の活性化と就業人口の増大、市民所得の拡大をめざします。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
商店街共同施設設置の支援事業	商店街の賑わいを回復させるために行なう街路灯やアーチ等共同施設の設置及び維持管理等について、所要経費の一部を助成します。	商工観光課
商店街空き店舗対策事業	商店街の賑わいを回復させるために、商店街が実施する空き店舗対策事業に対して、空き店舗の改修費及び借上げ料の一部を助成します。	商工観光課
商店街共同事業補助事業	地域商業の活性化を図るために実施する商店会の販売促進イベントや新たに取り組むイベント事業に対して、開催経費の一部を助成します。	商工観光課
商店街ホームページ作成支援事業	商店街の集客力を高めるために、商工会議所が実施する商店街ホームページ作成事業に対して、経費の一部を助成します。	商工観光課

事業名	事業内容	担当課名
中心市街地活性化基本計画策定事業	本市の中心市街地であり、商業拠点として位置付けられている松戸駅周辺地域の活性化を図るための基本計画を策定します。	商工観光課
技能功労者表彰事業	長年にわたり従事している技能者を表彰し、技能職の社会的地位を高めることにより、技能の保持、後継者の育成を図ります。	商工観光課
事業資金融資事業	経営体力の弱い中小企業者及び起業家に対し、事業資金を融資します。	商工観光課
松戸ブランドの活用事業(農産物)	松戸産の農産物にロゴマーク・キャッチコピーを表示し、安全で安心できる新鮮な松戸産農産物を消費者にアピールし、農業の生産性の向上と消費拡大を図ります。	農政課
オーナー農園の支援事業	市民の都市農業に対する理解を、さらに深めていくために、枝豆、とうもろこし、じゃがいも、さつまいも等の農業体験を通じて収穫の喜びを味わえる、オーナー農園の普及・拡大に努めます。	農政課
産地直売園等の支援事業	都市農業の特色を活かし、安全で新鮮な松戸産農産物の提供ができる直売園等を支援します。	農政課

第4項 就労環境と就労機会の整備

[基本的な方向]

勤労意欲のあるすべての市民と市内在勤者が、自己の能力を発揮し、生きがいをもって安心して就労できるように、就労環境の整備や就労機会の拡大を促進します。

そこで、中小企業を主とした雇用に対する経済的支援や経営相談の充実により、企業経営の安定化と就労機会の整備を促進します。

また、地域の産業の育成と新たな産業分野の創出、誘導、誘致により雇用の創出を促進します。

良好な就労環境の確保を図るため、勤労者福祉の向上や余暇活動などの福利厚生事業を支援します。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
雇用(起業)支援事業	新たな雇用創出のための講座を開催するとともに、起業をめざす市民に、開業に係る知識を総合的に学習するための講座を開催します。	商工観光課
若者就労支援事業	若年者の就労に関する能力向上のための講座を開設することにより、職業意識の向上を図り、雇用の促進を目指します。	商工観光課

第5項 多機能な近郊型観光の振興

[基本的な方向]

市内の歴史的観光資源や自然観光資源を生かした観光エリアの整備および保全に努めるとともに、新たな観光資源を掘り起こし、市民や来訪者が自然や歴史に「ふれあい」「学び」「遊ぶ」といった余暇活動を通して、心身をリフレッシュできる快適な空間の創出に努めます。

また、新しい松戸の創造に向けた多彩なイベントを推進することにより、観光客の誘引や交流を促し、市民の郷土意識を醸成します。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
江戸川での観光船活用を検討する事業	江戸川における観光や環境学習の一環として児童の体験乗船を実施するとともに、樋野口排水機場付近に船着場の設置を検討します。	商工観光課 河川清流課 生涯学習本部 企画管理室
二十世紀梨を活用した鳥取との交流推進事業	鳥取県との二十世紀梨を通じた交流事業を継続的に実施するとともに、鳥取県において松戸市民も参加できるようなイベントを企画していきます。	商工観光課
観光ボランティアの人材育成、活動基盤を整備する事業	まつど観光大使、四季の道ボランティア、松戸シティガイド等、市民が観光資源を守り育てる活動を支援します。	商工観光課

第6節 都市経営の視点に立った行財政運営

[施策展開の方向]

第6節 都市経営の視点に立った
行財政運営（行財政分野）

- 第1項 効果的・効率的な施策を実現するシステムの形成
- 第2項 行政としての経営基盤の強化
- 第3項 広域行政への取り組み
- 第4項 計画行政の推進
- 第5項 庁舎および庁舎機能の整備充実

第1項 効果的・効率的な施策を実現するシステムの形成

[基本的な方向]

近年の地方分権の潮流の中で、本市独自の政策立案能力、さらには政策・施策の実施および評価能力の向上を図ります。

また、行政需要の高度・多様化に対して、行政資源の増加が見込めないため、一層効果的・効率的な施策を遂行します。

特に、市の行政執行能力の向上、市職員の意識改革・能力開発を図り、限られた人材を活用し、効率的な行政運営を図ります。また変動する社会情勢に伴う市民ニーズの多様化に即応する体制を確立し、施策・事務事業や組織・機構の再構築を常に図ります。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
新たな人事システムの構築事業	人材育成を図るとともに、人事情報のシステム化を推進し、業務の高度化・効率化及び職員の個々の能力に応じた適正な人事配置を図ります。	人事課

第2項 行政としての経営基盤の強化

[基本的な方向]

近年の高齢化や少子化の進展、女性の社会参加の増加など、新たな社会環境の形成による多種多様な行政需要にこたえるため、自主財源の拡充を図り、健全財政を堅持しつつ、国・県補助金などの確保に努める一方、長期的な事業計画、的確な財政見通しに基づき、効率的で適正な財政運営に努めます。

さらに、公社や第三セクターの活用といった経営手法を導入するなど新たな手法の検討・開発に取り組みます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
財政健全化推進事業	新たな市債の発行や債務負担行為の設定については極力抑制し、将来の財政負担を軽減する財政運営を行ないます。	財務本部 企画管理室

第3項 広域行政への取り組み

[基本的な方向]

行政区域を越える広域的な視野に立って、周辺都市と協力し、多面的に連携を図ることで、効率的な行政運営をめざします。

また、広域行政を推進していくためには、国や県の支援が不可欠です。現在、国で進められている地方分権や規制緩和についても積極的に対応し、国、県、関係機関との協調を図っていきます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
広域行政の推進事業	東葛飾地域の6市2町から構成される協議会活動を推進することにより、合併などの広域的な課題の研究や行政の広域化の要請に応えていくとともに、他自治体等との連携の強化を図ります。	政策調整課

(平成15年6月6日に野田市と関宿町が合併して、6市1町となります)

第4項 計画行政の推進

[基本的な方向]

急激かつ多様な時代の変化に合わせ、5か年ごとの実施計画を策定することにより、時代のニーズに合わせた計画を推進します。

また、基本計画が着実に実行されるよう、常に市民の意見を尊重するとともに、実施計画の進行状況については、「広報まつど」やその他の広報・広聴ネットワークシステムを利用し幅広く市民に公表します。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
総合計画の新管理システム推進事業	第2次実施計画の進捗管理を、評価システムを活用した目標管理型により実施します。	政策調整課

第5項 庁舎および庁舎機能の整備充実

[基本的な方向]

高齢者や障害者などに配慮して、庁舎の整備を図り、また、高度情報化社会の進展と行政需要の多様化に対応して、庁舎における情報通信機能の高度化を図るとともに、庁舎間の情報ネットワーク化を進めるため、庁舎機能の充実に努め、一層の市民サービスの向上に努めます。

[実施計画事業]

事業名	事業内容	担当課名
庁舎施設改善事業	高齢者や障害者などに配慮した庁舎の改善を進めるとともに、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、狭あいなスペースの有効活用と利用スペースの確保を図ります。	管財課